

会 議 記 録

会議名 総務常任委員会

開催日 令和6年12月9日（月） 開会 午前10時00分

閉会 午前11時18分

出席者 委 員 委員長 小 平 啓 佑

小太刀 孝 之 小久保 かおる 松 本 喜 一

梅 澤 米 満 天 谷 浩 明 小 堀 良 江

傍 聴 者 市 村 隆 森 戸 雅 孝 浅 野 貴 之

大 浦 兼 政 針 谷 育 造 大 谷 好 一

内 海 まさかず 青 木 一 男 針 谷 正 夫

氏 家 晃 福 富 善 明 福 田 裕 司

大阿久 岩 人 白 石 幹 男 関 口 孫一郎

事務局職員 事務局 長 森 下 義 浩 議事課 長 野 中 繭実子

課 長 補 佐 佐 藤 優 主 事 斉 藤 千 明

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

総 合 政 策 部 長	癸 生 川	亘
経 営 管 理 部 長	金 井 武	彦
地 域 振 興 部 長	佐 山 祥	一
消 防 長	上 岡 健	司
監 査 委 員 事 務 局 長 併 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	田 嶋 律	子
総 合 政 策 課 長	押 山 好	孝
秘 書 課 長	五 十 畑	肇
広 報 課 長	渡 邊 浩	志
総 務 人 事 課 長	奈 良 部 和	紀
総 務 人 事 課 主 幹	飯 塚 昭	浩
管 財 課 長	奈 良 部	満
財 政 課 長	熊 倉 宜	和
収 税 課 長	金 子 博	文
地 域 政 策 課 長	鈴 木 邦	彦
大平地域づくり推進課長	小 島	清
藤岡地域づくり推進課長	安 塚 欣	也
都賀地域づくり推進課長	島 田 和	行
岩舟地域づくり推進課長	黒 川 幸	咲
蔵 の 街 課 長	加 茂 浩	史
ス ポ ー ツ 課 長	佐 藤 正	実
渡 良 瀬 遊 水 地 課 長	海 老 沼 博	行
消 防 総 務 課 長	小 川 信	幸
消 防 第 1 課 長	荒 井	進
選挙管理委員会事務局次長	佐 藤 啓	子
議 事 課 長	野 中 繭	実 子

令和6年第4回栃木市議会定例会

総務常任委員会議事日程

令和6年12月9日 午前10時開議 全員協議会室

日程第1 議案第102号 栃木市新市まちづくり計画の変更について

日程第2 議案第 95号 市長の専決処分事項の承認について（令和6年度栃木市一般会計補正予算（第5号））

日程第3 議案第 97号 令和6年度栃木市一般会計補正予算（第7号）（所管関係部分）

日程第4 陳情第 7号 政党機関紙の庁舎内勧誘行為の禁止の確認を求める陳情書

◎開会及び開議の宣告

○委員長（小平啓佑君） ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。

ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎諸報告

○委員長（小平啓佑君） 当委員会に付託された案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

◎議事日程の報告

○委員長（小平啓佑君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第102号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（小平啓佑君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第102号 栃木市新市まちづくり計画の変更についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

押山総合政策課長。

○総合政策課長（押山好孝君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

ただいまご上程をいただきました議案第102号 栃木市新市まちづくり計画の変更についてをご説明申し上げます。議案書は6ページ、議案説明書は5ページでございます。まず、議案説明書によりご説明いたしますので、議案説明書の5ページをお開きいただければと思います。

初めに、提案理由といたしましては、市町村の合併の特例に関する法律に基づき策定をいたしました新市まちづくり計画の計画期間が本年度で終了となりますが、令和3年度総務省より示された地方債同意等基準におきまして、計画期間内に実施設計に着手した事業につきましては、旧合併特例事業債の発行が可能となったことから、対象事業の実施状況に合わせまして本市の新市まちづくり計画を変更することにつきまして、議会の議決を求めるものでございます。

恐れ入りますが、別添計画書をお開きいただければと思います。変更点につきましては、まず表紙の令和元年12月の次に「一部改定及び令和6年12月一部改定」の文言を加筆いたします。

次に、計画書の5ページをお開きいただければと思います。第1章、序論の3、新市まちづくり計画策定の方針の（3）計画の期間の欄3行目に、「なお、実施設計には着手しているものの、当該期間内に完了しない事業のうち、最も期間を要するものは、令和11年度の完了を予定しています。このため、財政計画については、計画期間を令和11年度まで定めることとします」の文言を加筆い

たします。

次に、少し飛びますが、計画書の47ページをお開きいただければと思います。第5章、新市の施策の2、施策の展開の欄に対象となります事業を記載することとなります。ページの欄外に、「なお、栃木消防署北部分署は、令和5年6月に実施設計の契約を締結し、令和10年度の完成を予定しています。道路ネットワーク整備事業としては、以下の4路線の拡幅工事を実施しており、4路線とも令和元年以前に実施設計を完了しています。道路工事は年次的に工事を進め、市道2065号線道路改良事業は令和8年度の工事完了、市道1033号線交通安全施設整備事業は令和9年度の工事完了、市道1066号線道路改良事業は令和9年度の工事完了、今泉泉川線道路整備事業は令和11年度の工事完了を予定しています」の文言を加筆いたします。

次に、計画書の53ページをお開きいただければと思います。ページの欄外に、「なお、(仮称)栃木東地域学校給食センターは、令和5年4月に実施設計の契約を締結し、令和9年度の完成を予定しています」の文言を加筆いたします。

次に、計画書の65ページをお開きください。第7章、公共施設の統合・整備の3、庁舎整備の方針の欄は、文言の修正となります。合併後、本市は旧市町の庁舎を総合支所として用いる総合支所方式を採用し、行政サービスに努めています。本庁舎については、平成26年に旧百貨店の建物を改修し、1階に商業施設を入れる形で開庁しましたが、岩舟総合支所を除く各総合支所については老朽化が激しいことから、行政機能と市民が広く利用できる会議室や公民館機能等を併せ持った複合施設を整備していくものとします。令和元年度から総合支所複合化のモデル事業として都賀総合支所複合化整備事業を実施しており、令和元年11月に基本設計及び実施設計を契約し、令和7年度の完成を予定しています。その後、各総合支所を複合施設として順次整備していく方針ですに文言を修正いたします。

次に、計画書の68ページをお開きください。第8章、財政計画の1、財政計画の作成方法については、1行目の「平成21年度から令和6年度までの16年間」から「平成21年度から令和11年度までの21年間」に修正をいたします。3行目に「令和5年度以前は決算額、6年度は予算額、7年度以降は」という文言を加筆いたします。

次に、70ページ、71ページをお開きください。こちらが全体の財政計画でございます。3、財政計画推計については、令和5年度までは各年度の決算額を、令和6年度は当初予算額を入れ、令和7年度以降につきましては、今後想定される事業を踏まえて推計した数値を記載しております。

以上が計画の説明でございます。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。議案説明書の説明は以上であります。

議案書の6ページをお開きいただければと思います。栃木市新市まちづくり計画を別冊のとおり変更するものとするというものでございます。

以上で栃木市新市まちづくり計画の変更についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほ

どよろしく願いいたします。

○委員長（小平啓佑君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。質疑はありませんか。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） おはようございます。説明ありがとうございました。

意見みたいなのですけれども、せっかくハード面の工事関係ですか延びたか何か言葉ではなくて、別紙か何かで出してもらおうと非常に分かりやすいかなと。多分全部で8本か9本ありますか、令和11年度までには終わらなかった事業。文言ではなくて、できれば資料としてこういう事業が、こんなふうな一覧表か何かで出してもらおうとちょっと分かりやすいかなというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（小平啓佑君） 押山総合政策課長。

○総合政策課長（押山好孝君） こちらの新市まちづくり計画につきましては、もともとあったものを修正するという形になります。これは県を通しまして国のほう、総務省のほうに提出をして承認をいただくという形になりますので、今ご提案、ご意見いただきました一覧表的なものについては、市のほうで、担当のほうで取りまとめをさせていただきまして、分かりやすいものを議会、議員の皆様にご提示するというところでよろしいでしょうか。

○委員長（小平啓佑君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） もう一つなのですけれども、基本的にデータをバックアップで資料ができているのですけれども、今人口動態がかなりこの数値よりも多分早く進んでいるような感じもあるのです。そこら辺をちょっと注意しなければいけないかなというふうに思うのですが、その点につきましてのお考えはどうでしょうか。

○委員長（小平啓佑君） 押山総合政策課長。

○総合政策課長（押山好孝君） 人口減少が思っているより速く進んでいるということは認識しております。新市まちづくり計画についてもその辺はうたっておりまして、このほかに市としては総合計画だったり総合戦略というところで対応させていただいているところがございますので、そういったところを様々な計画書と整合性も図りながら進めていきたいというふうに思っております。

○委員長（小平啓佑君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第102号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第102号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで執行部の入替えを行いますので、少しお待ちください。

〔執行部退席〕

◎議案第95号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（小平啓佑君） 次に、日程第2、議案第95号 市長の専決処分事項の承認について（令和6年度栃木市一般会計補正予算（第5号））を議題といたします。

当局から説明を求めます。

熊倉財政課長。

○財政課長（熊倉宜和君） ただいま上程をいただきました議案第95号 市長の専決処分事項の承認についてご説明いたします。

本件は、衆議院議員総選挙の執行に伴い、一般会計補正予算を専決処分したため、その承認をいただくものであります。別冊の専決処分書に添付しております第6次補正予算書の3ページをお開きください。

令和6年度栃木市の一般会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによるというものであります。

歳入歳出予算の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,137万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ779億3,342万8,000円とする。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるというものであります。

次に、4ページ、5ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正であります。4ページが歳入、次の5ページが歳出となっております。なお、内容につきましては、後ほど事項別明細書により説明させていただきますので、ここでの説明は省略させていただきます。

次に、7ページをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括表であります。7ページが歳入、次の8ページ、9ページが歳出となっておりますが、ここでの説明は省略させていただきます、引き続き歳入の所管関係部分について説明をさせていただきますので、10ページ、11ページをお開きください。

16款3項1目3節選挙費委託金は、補正額8,137万6,000円の増額であります。説明欄の衆議院議

員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費委託金につきましては、令和6年10月27日に施行されました衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る県からの委託金であります。

以上で歳入についての説明を終了いたします。

引き続き、歳出についてご説明いたしますので、12ページ、13ページをお開きください。2款4項4目衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費は、補正額8,137万6,000円の増額であります。説明欄の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費ですが、まず投票立会人等報酬につきましては、期日前投票所12か所と投票当日の投票所64か所の投票立会人及び投票管理者等の報酬であります。

次の投票所入場券郵送料は、投票所の入場券約8万5,000枚等の郵送料であります。

次の選挙公報等折込手数料は、選挙公報を新聞各紙へ折り込むための手数料であります。

次の投票用紙計数機等点検料は、投票用紙計数機・交付機等の点検の手数料であります。

次の電算処理委託料は、投票所入場券の作成委託料であります。

次の電気配線設備等委託料は、仮設期日前投票所・開票所の電気配線委託料等であります。

次の選挙事務補助派遣委託料は、選挙事務補助等の派遣の委託料であります。

次の公営ポスター掲示場設置撤去委託料は、公営ポスター掲示場474か所の設置及び撤去に係る業務委託料であります。

次の仮設期日前投票所等借上料は、大平・藤岡総合支所及びイオン栃木店に設置するプレハブの期日前投票所等のリース料であります。

次の選挙事務用機購入費は、投票用紙計数機及び投票用紙交付機等の購入費であります。このほかに選挙事務に従事する職員に対する時間外勤務手当3,396万円、投開票に係る事務用品代219万9,000円などの費用が含まれております。

以上をもちまして、令和6年度栃木市一般会計補正予算（第5号）に関する専決処分について説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（小平啓佑君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。質疑はありますか。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 説明ありがとうございました。

直接的というよりも、衆議院議員の選挙はよく分かって、周知されるのですけれども、最高裁の結構分からないで、自分もはっきりよく分かっていないのですけれども、要はそういう最高裁の裁判官の投票にしても、もっと周知しなければいけないのではないかなというふうに思うのですけれども、そこら辺はどんなお考えなのでしょうか。

○委員長（小平啓佑君） 佐藤選挙管理委員会事務局次長。

○選挙管理委員会事務局次長（佐藤啓子君） お答えいたします。

総選挙ということで、衆議院選挙のときには必ず小選挙区と比例代表のときに国民審査のほうが入る。入って、それで総選挙となってくるわけです。それが令和3年のときに衆議院がありまして、今回、令和6年ということで、その3年間の分が国民審査ということで裁判官の部分になってきたと思います。

ただ、私どものほうもその日程で来るのですけれども、実際のところ人とか名前とかというのは告示になってから、公示になってからではないとちょっと分かってはいないところもありますが、委員さんがおっしゃるとおり、何かよく分かりにくいということもあるので、今回は投票用紙を比例代表と国民審査の用紙を一緒に渡すというやり方をしました。それによって、分からなくても一旦は手元にいただいて、その脇のところなのですけれども、どういったふうに書いてくださいというようなものを明示させていただいて投票していただくというような、少しずつではありますが、工夫をしているところでございます。

以上です。

○委員長（小平啓佑君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） そういう感じなのでしょうけれども、とにかく皆さんは衆議院選挙で行くわけです。国民審査で、もう行った人は分かる、これつきものだと。その理由が、確かに国民審査というのは国でやってくださいよというのでしょうか、情報が全然ないのでは、申し訳ない。名前を書かれた人はかわいそうではないかと思うのです。よく右端に書いてあったのを書いたとか、真ん中にいる人を書いたとかと言っています。これ全然公平ではないと思うのですけれども、そこから辺の情報開示をやってもらいたいというふうに思うのですけれども、もうちょっと詳しくどうですか、ご対応。

○委員長（小平啓佑君） 佐藤選挙管理委員会事務局次長。

○選挙管理委員会事務局次長（佐藤啓子君） おっしゃるとおりですが、その方々のプロフィール的なものは選挙公報ということでタブロイド的な新聞のようなものをお送りさせていただいて、各新聞折り込みということでさせていただいているところでございます。

○委員長（小平啓佑君） ほかに質疑はございませんか。

小太刀副委員長。

○副委員長（小太刀孝之君） ご説明ありがとうございました。

13ページの投票立会人等報酬が記載されておりますけれども、全体の延べ人数をお聞かせください。

○委員長（小平啓佑君） 佐藤選挙管理委員会事務局次長。

○選挙管理委員会事務局次長（佐藤啓子君） 投票立会人と投票管理者の延べ人数でございます。投票日当日の投票所は64か所ありますので、64掛ける3人で192人でございます。期日前につきましては、11日間あったり、9日間あったり、5日間あったりという場所によって違うのですが、延べ

としましては275人、合計467人であります。

以上です。

○委員長（小平啓佑君） 小堀委員。

○委員（小堀良江君） 同じく13ページです。期日前投票所でイオンのプレハブで行われたと思うのですけれども、投票日の前日の土曜日、夕方拝見しましたら、10人以上が外に並んでいたような状態があったと思いますけれども、どうしてそのようなことが起こったのか改めて伺いたいと思います。

○委員長（小平啓佑君） 佐藤選挙管理委員会事務局次長。

○選挙管理委員会事務局次長（佐藤啓子君） 期日前投票所につきましては、特にイオンさんについてはとにかく大人気といいますか、混雑しております。今回、期日前の中でイオンさんは全部で7,798名が期日前としておいでいただいております。これは全体の期日前の累計でいきますと2万5,050人が来ている中での7,798人というのは、割合としては大変多いところでございます。それに備えまして人数も手厚く入れてはおりますが、一つの流れの中でやっていく限度数はどうしても固まってしまうので、あれ以上の面積というのも、ちょっとイオンさんに無償で貸借している部分もあって、あの面積以上の場所をつくるのは難しいということで、どうしても前日は1,654人、つまり小さな投票所丸々全部来たくらいのイメージになります。そんな形で、どうしても人数は手配しますが、それでもやっぱり中に入れる人数の限界値があるので、10人くらいは並んでしまうのは、本当に申し訳ないのですけれども、あり得るかなと。

投票所によっては、大きな投票所は4,000人くらいの投票所が一番栃木市の中でも大きいのですが、4,000人でも投票率の問題で2,000人とか来るとというのは、ほぼ今のところない状態なのです。それから考えると、1,700人というはすごい人数が来て、イオンさんのご協力で投票率を上げさせていただいているなというふうには感じているのですが、ただこれ以上人数を中に入れ込むと、逆に間違いのもとというか、人が混雑すればするほどやはり焦ってしまったり、用紙の間違いというのも出てきてしまう物理的な時間がありますので、そこは少しいろいろこれからまだまだ検討の余地があるのかなというふうに考えております。

以上であります。

○委員長（小平啓佑君） 小堀委員。

○委員（小堀良江君） 実際、土曜日の夕方に投票を行おうと思っていたのですけれども、あまりにも人数が多く、外に並んでいるので、その日の投票をやめてしまったというような声があったものですから、今後もそういう状況が十分考えられますので、対応はしっかりと考えていただいたほうがよろしいかと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（小平啓佑君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第95号を採決いたします。

本案は原案を承認すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第95号は原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

ここで執行部の入替えを行いますので、少しお待ちください。

〔執行部退席〕

◎議案第97号（所管関係部分）の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（小平啓佑君） 次に、日程第3、議案第97号 令和6年度栃木市一般会計補正予算（第7号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

熊倉財政課長。

○財政課長（熊倉宜和君） ただいまご上程をいただきました議案第97号 令和6年度栃木市一般会計補正予算（第7号）についてご説明いたします。

第8次補正予算書の3ページをお開きください。令和6年度栃木市の一般会計の補正予算（第7号）は、次に定めるところによるというものであります。

歳入歳出予算の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18億7,437万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ798億780万円とする。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるというものであります。

継続費の補正は、第2条、継続費の変更は、第2表、継続費補正によるというものであります。

繰越明許費は、第3条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第3表、繰越明許費によるというものであります。

債務負担行為の補正は、第4条、債務負担行為の追加は、第4表、債務負担行為補正による。第2項は、債務負担行為の変更は、第5表、債務負担行為補正による。第3項は、債務負担行為の廃止は、第6表、債務負担行為補正によるというものであります。

地方債の補正は、第5条、地方債の追加は、第7表、地方債補正による。

4ページをお開きください。第2項は、地方債の変更は、第8表、地方債補正によるというものです。

次に、5ページを御覧ください。第1表、歳入歳出予算補正であります。5ページが歳入、次の6ページ、7ページが歳出となっております。所管関係部分の内容につきましては、後ほど事項別明細書により説明させていただきますので、ここでの説明は省略させていただきます。

次に、8ページをお開きください。第2表、継続費補正（変更）につきましては所管外となりますので、説明は省略させていただきます。

次に、9ページを御覧ください。第3表、繰越明許費であります。所管関係部分は上から3項目め、9款1項消防庁舎整備事業につきましては、第2車庫新築工事の工事内容変更の影響により、訓練塔副塔新築工事の年度内完了が見込めないため、繰り越すものであります。

次に、10ページをお開きください。第4表、債務負担行為補正（追加）であります。10ページ及び次の11ページに記載がありますが、所管関係部分は10ページの1項目めのふるさと納税返礼品業務委託から8項目めの大平東地区公民館清掃業務委託まで及び11ページの7項目めの嘉右衛門町伝建地区拠点施設管理運営業務委託の9件であります。

まず、1項目めのふるさと納税返礼品業務委託から4項目めのふるさと応援寄附インターネットサイトシステム使用につきましては、ふるさと応援寄附事業に係る業務等ではありますが、4月1日から業務を行うに当たり、本年度中に契約事務等を完了する必要があるため、また4月1日に自動更新を行うため、令和7年度を期間とした債務負担行為を追加させていただくものであります。

次に、5項目めの大平公民館清掃業務委託から8項目めの大平東地区公民館清掃業務委託までの4件につきましては、来年度の清掃業務を4月1日から実施するため、本年度中に契約事務等を完了する必要があるため、令和7年度を期間とした債務負担行為を追加させていただくものであります。

次に、11ページを御覧ください。上から7項目めの嘉右衛門町伝建地区拠点施設管理運営業務委託につきましては、管理運営業務を4月1日から実施するため、本年度中に契約事務等を完了する必要があるため、令和7年度を期間とした債務負担行為を追加させていただくものであります。

次に、12ページをお開きください。第5表、債務負担行為補正（変更）及び次の13ページの第6表、債務負担行為補正（廃止）につきましては所管外となりますので、説明は省略させていただきます。

次に、14ページをお開きください。第7表、地方債補正（追加）であります。起債の目的欄の障がい福祉事業及び次の橋りょう新設改良事業につきまして追加させていただくものであります。詳細につきましては、後ほど事項別明細書によりご説明させていただきます。

次に、15ページを御覧ください。第8表、地方債補正（変更）であります。本表は、上段が補正

前、下段が補正後となっております。補正前の起債の目的欄 1 項目めの体育事業から一番下の小学校施設整備事業までの計 9 件について、起債の限度額を補正後のとおり変更させていただくものがあります。詳細につきましては、後ほど事項別明細書によりご説明させていただきます。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更ございません。

次に、少し飛びまして 37 ページをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括表であります。37 ページが歳入、次の 38 ページ、39 ページが歳出となっておりますが、ここでの説明は省略させていただき、引き続き歳入の所管関係部分について説明をさせていただきますので、40 ページ、41 ページをお開きください。

一番下の段の 15 款 2 項 1 目 1 節総務管理費補助金は、補正額 250 万円の増額であります。説明欄の結婚新生活支援事業費補助金につきましては、結婚新生活支援補助金の補助率変更に伴い、増額補正するものであります。

次に、少し飛びまして 46 ページ、47 ページをお開きください。18 款 1 項 2 目 1 節総務管理費寄附金は、補正額 8 億円の増額であります。説明欄のふるさと応援寄附金につきましては、当初予算額を上回る寄附額が見込まれるため、増額補正するものであります。

1 段飛びまして、19 款 2 項 1 目 1 節財政調整基金繰入金は、補正額 2 億 8,759 万 9,000 円の増額であります。説明欄の財政調整基金繰入金につきましては、補正予算の財源調整として基金から繰り入れるため、増額補正するものであります。

次に、48 ページ、49 ページをお開きください。1 段飛びまして、22 款 1 項市債であります。1 目 1 節総務管理債は、補正額 300 万円の増額であります。説明欄の公共事業等債（体育事業）及び次の一般事業債（体育事業）につきましては、サイクルスポーツ事業費に充当する市債であります。国庫交付金の決定に伴う調整及び、より有利な借入れ条件となるよう、その下 3 項目めの栃木県市町村振興資金貸付金（体育事業）へ変更するため、起債額を補正するものであります。

なお、市債の説明欄における括弧書きにつきましては、14 ページにあります第 7 表、地方債補正（追加）及び 15 ページにあります第 8 表、地方債補正（変更）における起債の目的欄の区分を表しております。

次に、2 目 1 節児童福祉債は、補正額 1,160 万円の増額であります。説明欄の旧合併特例事業債（児童福祉施設整備事業）につきましては、学童保育施設整備事業費の財源として起債額を増額補正するものであります。

次に、2 節障がい福祉債は、補正額 240 万円の増額であります。説明欄の旧合併特例事業債（障がい福祉事業）につきましては、都賀地域活動支援センター解体事業費の財源として起債額を増額補正するものであります。

次に、3 目 2 節清掃債は、補正額 2 億 370 万円の増額であります。説明欄の一般廃棄物処理事業債（ごみ処理施設整備事業）につきましては、とちぎクリーンプラザ施設保守整備事業費の財源と

して起債額を増額補正するものであります。

次に、4目1節農業債は、補正額2,110万円の増額であります。説明欄の一般事業債（その他・排水施設）（農業生産基盤整備事業）につきましては、部屋南部地区かんがい排水事業負担金及び農地耕作条件改善事業費に充当する市債であります。より有利な借入れ条件となるよう、その下3項目めの栃木県市町村振興資金貸付金（農業生産基盤整備事業）へ変更するため、起債額を補正するものであります。

2項目めの一般補助施設整備等事業債（農業生産基盤整備事業）につきましては、農地耕作条件改善事業費の財源として起債額を増額補正するものであります。

次に、6目1節道路橋りょう債は、補正額2,390万円の増額であります。説明欄の旧合併特例事業債（道路維持事業）につきましては、舗装修繕事業費の財源として起債額を増額補正するものであります。

次の旧合併特例事業債（道路新設改良事業）につきましては、市道1033号線交通安全施設整備事業費栃木大宮町の財源として起債額を増額補正するものであります。

次の一般事業債（その他・土木施設）（道路維持事業）につきましては、市道各号線交通安全施設整備事業費に充当する市債であります。より有利な借入れ条件となるよう、その下の栃木県市町村振興資金貸付金（道路維持事業）へ変更するため、起債額を補正するものであります。

次の公共事業等債（橋りょう新設改良事業）及びその次の地方道路等整備事業債（橋りょう新設改良事業）につきましては、市道2098号線両明橋橋りょう整備事業費の財源として起債額を増額補正するものであります。

次に、3節都市計画債は、補正額270万円の増額であります。説明欄の一般事業債（その他・レクスポ施設）（公園整備事業）につきましては、栃木総合運動公園施設整備事業費及び公園施設長寿命化対策事業費に充当する市債であります。より有利な借入れ条件となるよう、その下の栃木県市町村振興資金貸付金（公園整備事業）へ変更するため、起債額を補正するものであります。

次に、7目1節消防債は、補正額50万円の増額であります。説明欄の一般事業債（消防・防災施設）（消防施設整備事業）につきましては、消防団機械器具置場等整備事業費に充当する市債であります。より有利な借入れ条件となるよう、その下の栃木県市町村振興資金貸付金（消防施設整備事業）へ変更するため、起債額を補正するものであります。

次に、8目2節小学校債は、補正額1,570万円の増額であります。説明欄の学校教育施設等整備事業債（小学校施設整備事業）につきましては、小学校給排水設備整備事業費及び小学校屋内運動場改修事業費に充当する市債であります。他と同様により借入れ条件が有利となるよう、次の栃木県市町村振興資金貸付金（小学校施設整備事業）へ変更するため、起債額を補正するものであります。

以上で歳入の所管関係部分について説明を終了いたします。

引き続き、歳出の所管関係部分について説明をいたしますので、50ページ、51ページをお開きください。1款1項1目議会費は、補正額116万8,000円の増額であります。説明欄の議員人件費につきましては、人事院勧告による改定に伴い支給額が増額し、当初見込んでいた職員手当等に不足が生じるため、補正するものであります。

なお、次の会計年度任用職員人件費（議事課）及び次ページ以降の各科目における職員人件費、会計年度任用職員人件費費につきましても同様に人事院勧告による改定及び人事異動に伴い、給料、職員手当等を補正するものでありますので、以降の説明につきましては省略させていただきます。

次に、52ページ、53ページをお開きください。2款1項1目一般管理費は、補正額423万7,000円の増額であります。説明欄上から4つ目の特別職人件費につきましては、減額規定による余剰額が生じるため、減額補正するものであります。

次に、2目文書広報費は、補正額400万円の増額であります。説明欄の文書管理費につきましては、10月1日より郵便料金が改定され、不足が生じるため、郵便料を増額補正するものであります。

次に、5目財産管理費は、補正額644万3,000円の増額であります。説明欄の処分可能財産管理事業費につきましては、個人事業者に貸し付けている市有建物について建築士から倒壊の危険性を指摘されていることから、危険回避のために移転交渉を進めているが、この移転に必要な補償金についてコンサルによる算定を行った結果、当初の見込みを上回る金額となり不足が生じるため、物件移転等補償金を増額補正するものであります。

次に、6目企画費は、補正額3億9,702万4,000円の増額であります。説明欄のふるさと応援寄附事業費につきましては、当初予算額を上回る寄附額が見込まれ、寄附に係る返礼品等の支払いに不足が生じるため、報償費等を増額補正するものであります。

次に、11目地域づくり費は、補正額ゼロ円であります。説明欄に記載はございませんが、定住促進支援事業費につきまして財源内訳欄にありますように、結婚新生活支援補助金の補助率が変更となり、財源に充当するため、補正するものであります。

次に、少しページが飛びまして94ページ、95ページをお開きください。9款1項1目常備消防費は、補正額6,731万円の増額であります。説明欄の2行目の消防署共通管理費につきましては、救急出動件数の増加により不足が見込まれるため、医薬材料費を増額補正するものであります。

1段飛びまして、次に3目消防施設費は、補正額ゼロ円であります。説明欄に記載はございませんが、消防団機械器具置場等整備事業費につきまして財源内訳欄にありますように、起債の項目を一般事業債（消防・防災施設）（消防施設整備事業）から栃木県市町村振興資金貸付金（消防施設整備事業）へ変更したことにより財源充当するため補正するものであります。

以上をもちまして、令和6年度栃木市一般会計補正予算（第7号）に係る所管関係部分についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（小平啓佑君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出等を一括して審査いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 説明ありがとうございました。

49ページなのですが、そこだけではないと思うのですけれども、基本的に特例債、一般事業債から栃木県市町村振興貸付金へ振り替えたということがありますがけれども、この利率とかパーセンテージ、それとどれだけの効果を生んだのか、金額がもし分かればお伺いいたします。

○委員長（小平啓佑君） 熊倉財政課長。

○財政課長（熊倉宜和君） 今回、栃木県市町村振興資金に振り替えるということをしてしておりますが、こちらのメリットとしましては、基本的に銀行の利率より低利で借りられること、それから事業費に充当する利率が通常70％から90％程度であるのに対し、100％借りられることから、一般財源を抑制できるというのがメリットでございます。

ちょっとデメリットとしては、銀行等の借入れ期間が20年等借りられるのですけれども、この貸付金につきましては15年が限度であるということになっております。起債、借入れの考え方としましては、基本的には交付税措置のある市債を優先して借ります。その次に、交付税措置のない市債の借入れをしておりますが、貸付金の振替えは交付税措置のない市債から県の配分等の範囲で振替えを行って、そういった軽減をしているような状況でございます。

以上です。

○委員長（小平啓佑君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 簡単に今聞いているのですけれども、金額的なものの差額というのは分かりますか、ちょっと面倒くさそうですね。

○委員長（小平啓佑君） 熊倉財政課長。

○財政課長（熊倉宜和君） 一つ一つという形ではちょっと、全体的には予算書のとおりになってしまっているのですが、今回の補正で2億8,560万円ほど増加をしております。これは先ほど言ったとおり、ほかの要件による調整等も入っていますので、その振替えによる実質的な金額ではございませんけれども、先ほど言ったとおり75％で借りられる部分が相当にあるものですから、項目によっては公園施設とかそういうものは一般的な起債だと75％分までしか借りられないような部分もございますので、それを延ばして当たっているというような状況になります。

以上です。

○委員長（小平啓佑君） 松本委員、どうぞ。

○委員（松本喜一君） 銀行と栃木県市町村振興資金貸付金の金利の差はどれだけあるのでしょうか。

○委員長（小平啓佑君） 熊倉財政課長。

○財政課長（熊倉宜和君） 銀行の利率は借りるときに決まるものですから、今の一般的な話でさせていただきますと、県の借入金は通常一番安いとされています政府融資資金の利率です。これからマイナス0.1%で借りられるというような規定になっていますので、その点で有利という形で、一番大本になっている、一番安く借りられる政府資金、これのマイナス0.1%という規定になっていますので、今現在ですと10年借りて0.5とかそういった数字が出てくるような形ですけれども、これは毎月変わってきますので、本当に参考程度なのですけれども、今そういった数字がありまして、それよりも安く0.1マイナスして借りられるというのが県の資金になります。

以上でございます。

○委員長（小平啓佑君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） 銀行は金利幾らなのでしょうか。

○委員長（小平啓佑君） 熊倉財政課長。

○財政課長（熊倉宜和君） 銀行の利率は、借入れのときに市内の銀行に対して全てそういった調査をして、一番安いところに決定するような形になりますので、ちょっと今数字は持ち合わせていないのですけれども、そういった形でたしか政府資金よりはちょっと高いような、実際、今の現状ですと1%とかそれに近いような形も出てきております。

以上です。

○委員長（小平啓佑君） ほかに質疑はありませんか。

熊倉財政課長。

○財政課長（熊倉宜和君） ちょっと補足で説明なのですが、10年とか20年とか借りるスパンでも相当変わってきますので、10年でいくと0.5とかそういうのありますけれども、20年とかになりますともう0.8とか0.9とか、そういうのが政府資金になってきますので、それを勘案して銀行等が自分たちで調整して出してくるものですから、そういった形のものを基にして出してくる形になりますので、そういった利率に近い形になってくると思います。

以上です。

○委員長（小平啓佑君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） 今のところ調べると栃木県のほうが安いと。これが逆転になった場合には、借入れをまた変えるということですね。

○委員長（小平啓佑君） 熊倉財政課長。

○財政課長（熊倉宜和君） 現状で基本的にはそういった政府資金とか、同じ時点で比べればそちら

のほうが安い傾向でございますが、今後、そういった形で調べてきて、もちろん金融機関さんのほうが安ければ、当然そういったことも考慮に入れていって考えていくような形になると思います。

以上です。

○委員長（小平啓佑君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） ぜひ借入れの金額は民間とは全然違う単価なので、よく調べながら対応してやってもらいたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（小平啓佑君） ほかにございませんか。

小太刀副委員長。

○副委員長（小太刀孝之君） ご説明ありがとうございました。

53ページ、ふるさと応援寄附事業費でございますけれども、増額補正されているというところで、令和5年度がたしか10億円を超えるふるさと応援基金があったと思うのですが、今年度終了時に昨年度を上回るのところまで来ているのか、お伺いいたします。

○委員長（小平啓佑君） 押山総合政策課長。

○総合政策課長（押山好孝君） 寄附額につきましては、今年度、令和6年11月末現在で9億500万円余りの寄附をいただいているところでございます。昨年度同時期と比較いたしますと、昨年が8億100万円程度でございましたので、昨年よりは寄附額のほうは多くいただいているのかなと、最終的にも増えるのではなかろうかということで想定はしております。

○委員長（小平啓佑君） よろしいですか。

ほかにございますか。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） では、もう1つ、その上なのですが、処分可能財産管理費事業で644万3,000円があります。ちょっとさらっと説明されたのですが、もうちょっと具体的な内容をまず確認をさせてください。

○委員長（小平啓佑君） 奈良部管財課長。

○管財課長（奈良部 満君） お答えを申し上げます。

こちら管財課で貸借している建物なのですが、大分老朽化が進んでおりまして、ここの賃借人の方に退居していただくための移転補償金でございます。内容のほうをご説明申し上げますと、まずコンサルによる算定額は約1,346万円で行いました。それに対し、当初予算額は502万円で行いまして、不足額としては約844万円でございますが、補正予算要求について財政課と協議する中で、できるだけ流用して、それでもなお不足する分を補正額とすることになりまして、644万3,000円を補正額とさせていただきました。

そして、不足する分844万円の主な理由でございますけれども、まずこちらの貸借している先が理髪業を営んでいらっしゃる方なのですが、その設備面での補償金の増が約589万円、工作物に係

る補償金、これを追加しまして、それが55万円、立木補償として追加したものが約16万円、賃料の差額に係る補償金の増が約183万円、こういった内訳でございました。

以上でございます。

○委員長（小平啓佑君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） そうしますと、ちょっと私が勘違いしたのですけれども、多分アパートか何かの、市のアパートかなと思って、人数がいっぱいいるのかなと思ったのですけれども、そうではなくて、個人的な話なのですね。それが1店舗、店舗というのですか、今理容店と言われたので、コンサル側に見てもらおうと一千三百四十何万円だと。随分乖離がありますよね。何かこういうところを庁内で審査をするというのを改めて聞きたいのですけれども、そういう部署はあるのですか。

○委員長（小平啓佑君） 奈良部管財課長。

○管財課長（奈良部 満君） 当初予算で502万円要求をさせていただきました。この金額でございますけれども、交渉に入る前でございましたので、移転の話を先方と一切できない状況でございました。そういったことで現場を確認するわけにもまいりませんでしたので、大体これぐらいという、理髪業であれば大体これぐらいだろうということで、算定ソフトを使いまして職員が算定しました。その金額が502万円だったと。今回、先方との関係値を築く中で、移転についてご理解をいただきましたので、詳しい算定額が必要となりまして、コンサルにお願いしましたところ、先ほど申し上げました1,346万円となったところでございます。

以上でございます。

○委員長（小平啓佑君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 要望っぽくなってしまいますのですけれども、やっぱり出だしが大事ですね。何か今、確認ができなかったとかという話ですけれども、何らかの形を取って相手の意思も確認しないと、パーセンテージでいくと大体150倍の感じですよ、倍数でいくと。そういうものはやっぱり税金を使うわけですから、きちんとした何かチェック、そういうものをちゃんと踏んでもらってやってもらいたいなと。住民とすれば高いほうがいいのですけれども、やっぱり税金を使うというのをよく考えていただいて、これは要望ですけれども、入り口の部分をしっかりやっていただきたいというふうに思います。

○委員長（小平啓佑君） ほかにございませんか。大丈夫でしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第97号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第97号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の皆様は退席していただいて結構です。お疲れさまでした。

〔執行部退席〕

◎陳情第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（小平啓佑君） 日程第4、陳情第7号 政党機関紙の庁舎内勧誘行為の禁止の確認を求める陳情書を議題といたします。

初めに、請願陳情文書表を書記に朗読させます。

佐藤書記。

〔書記朗読〕

○委員長（小平啓佑君） これより審査に入ります。

なお、各委員のご発言の際には陳情の趣旨や、その論点等について、さらには陳情に対する賛否などを自由にご討議いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ご意見等がありましたらご発言をお願いします。よろしくお願いいたします。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） まずは、自分としては不採択でいいかなというふうに思っています。というのは、現実には私どもの耳にも入ってこないのですけれども、ほかの宇都宮市とか壬生町ではそういう事例があったということはありますが、庁舎内管理規定があります。それにのっとってやればいいことだと思いますので、そういうことを加味しますと、執行部側の対応というのですか、議会の中ではそういうことも別段見当たらないのです。それはそれで取っている人はいるのでしょうかけれども、納得してやっているのだということで、ここまで陳情書の内容のことまではしなくてもいいのかなというふうに思っておりますので、後ほど執行部と、もしそういう方がいれば、庁舎管理規定の中での打合せをしていただいて、許可書なりなんかをもらえるのであればもらってやっていただければ、それでいいのかなというふうに思います。それなので、結果的には不採択でいいのかなというふうに思っております。

○委員長（小平啓佑君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） 私も天谷委員と同じく不採択ということで、これは職員が迷惑がかかっているということですから、議員のほうではなくて、行政のほうでしっかりとチェック機構を働かせて、

機関誌を出すに当たっても、しっかりと許可をもらってやるということでありますから、行政のほうでしっかりとこれからやってもらえばいいと思って、議員がどうのこうの、多少はありますけれども、行政のほうでしっかりチェック機構を働かせてもらうようにお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（小平啓佑君） ほかにございますか。

小太刀副委員長。

○副委員長（小太刀孝之君） 私も同じく不採択の立場で意見を述べさせていただきますけれども、庁舎内管理規則については、これは執行部側、行政側で決めることですので、それにのっとって必要であれば、そういう規則を定めるというのが一般的ではないかと思います。なので、不採択ということだと私は考えます。

以上です。

○委員長（小平啓佑君） 小堀委員。

○委員（小堀良江君） ハラスメントの実態が私たちの耳に入ってくれば、当然この陳情に関しましては採択をするべきだとは思いますが、そういう声も今のところ私たち聞いていないような状況もございますので、特にこれに関しましては他の自治体も実態調査等を行っているということで、このアンケート等を実施することにつきましては、市の執行部サイドで行うべきでありまして、議会としてはそのアンケートを実施することを申入れをする等々をこちらのほうから、議会のほうから働きかけるということで、議会としてはこの陳情に関しましては、庁舎内勧誘行為の禁止をするということの陳情でございますので、私は不採択という形で意思を表明したいと思えます。

○委員長（小平啓佑君） 小久保委員。

○委員（小久保かおる君） 私も不採択という観点から意見を述べさせていただきたいと思えます。

職員の方に私が思っている新聞を購読している方にお聞きしたところ、やはりハラスメントとは感じていないという方が多かったです。もしそういうお声があったとしたら、私たちのほうの耳にも入ってくるかなと思いました。先ほど小堀委員がおっしゃった庁舎の中でお渡しをするのを原則禁止とするということに関しては、議員ではなくて、執行部の人たちがアンケートを取って、しっかりハラスメントの実態を調査するべきだと思いましたので、これに関しては不採択ということで意見を述べさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（小平啓佑君） 梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） 私も不採択ということでお願いしたいと思うのですが、何らハラスメントの声が役所からも聞こえませんかということで、一個人としては不採択ということですね。お願いします。

○委員長（小平啓佑君） では、全員からご意見をいただきましたので、ただいまから陳情第7号に

ついて採決をいたします。

お諮りいたします。本陳情を採択すべきものとするに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立なし〕

○委員長（小平啓佑君） 賛成なしであります。

したがいまして、陳情第7号は不採択すべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長（小平啓佑君） 以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長及び副委員長にご一任願います。

これをもって総務常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

（午前11時18分）